

発表事項

- 1 令和8年熊本地震への対応（概算請求の状況等）
- 2 役員選任の認可
- 3 令和8年6月審査分の審査状況
- 4 令和8年7月審査分の特別審査委員会審査状況

令和8年熊本地震への対応（概算請求の状況等）

令和8年熊本地震に係る支払基金の対応

令和8年7月診療（調剤）分に係る通常請求の状況

- 令和8年熊本地震に係る災害による被災に関する診療報酬等の請求については、令和8年7月診療（調剤）分の提出期限を**8月10日から17日に延長**
- 災害救助法適用地域である熊本県所在の保険医療機関等からは、**17日までに3,367機関から請求があり、大多数が通常請求を完了している。**（参考：令和8年6月診療（調剤）分 3,385機関から請求あり）
- 一方、未請求の保険医療機関等については、請求遅延への影響を踏まえ、個別に確認した結果、**7機関は翌月2か月分を請求し、1機関は停電復旧後に請求する予定**である。

概算請求の取扱い

令和8年熊本地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等（レセプトを作成できない保険医療機関等）における令和8年7月診療（調剤）分については、審査支払機関に「概算による診療報酬請求に関する届出書」を令和8年8月17日までに提出することで、令和8年7月診療（調剤）分の概算払いを受け付け、令和8年7月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡の所定の計算方法※に基づき、保険者への請求・保険医療機関等への支払を行う。

概算請求の状況（令和8年8月18日現在）

- 医科において**2機関**（レセコン使用不可）から届出の提出あり

※届出のあった保険医療機関等の令和8年6月診療（調剤）分の診療報酬等支払実績に基づき概算支払額を算出

令和8年熊本地震への対応（概算請求の状況等）

被災者の緊急時医療情報及び資格情報等の提供

令和8年熊本地震に係る災害の被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診する際、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」を有効化（アクティブ化）することにより、患者がマイナ保険証や資格確認証を所持していない場合であっても、保険医療機関等は医療情報や保険資格情報等を確認し、必要な医療を継続して提供することができるよう対応

●開放期間

令和8年7月28日から8月24日まで

●対象

熊本県の災害救助法適用地域（10市10町1村）と4機関※がアクティブ化の対象

※災害救助法適用地域外で厚生労働省への申出により個別にアクティブ化している保険医療機関等

●提供件数

提供件数**1,879件**（資格情報**1,476件**、薬剤情報等**403件**）（令和8年8月18日現在）

参考：災害救助法適用地域（令和8年8月12日現在）

— 熊本県 10市10町1村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、
上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、
阿蘇郡西原村